

(4) 具体的な取り組み

- 食品に関するリスクコミュニケーション(情報提供、意見交換会、安全安心体験事業等)の機会や場所を提供します。
 - 安全な学校給食食材導入のため、生産者や流通業者との情報交換に努めます。
 - 農産物フェア等を開催し、展示即売と消費者(市民)とのふれあいに努めます。
 - 生活衛生出前教室を開催し、食品衛生知識の普及啓発や情報提供に努めます。
- 【再掲】
- ふれあい出前講座を開催し、地域や職場、学校等において情報提供に努めます。
- 【再掲】
- 熊本市食の安全安心・食育推進会議を開催し、事業の進行管理を行います。
 - 食に関する講演会や講習会、情報及び意見交換の場に積極的に参加できるように努めます。
 - 各種委員会等で積極的に意見を述べられるような環境づくりをすすめます。
 - 模範となるような自主衛生管理を実施している食品等事業者の実施内容等を紹介する事業に取り組みます。

(5) 市民・関係団体・行政の役割

市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●さまざまなリスクコミュニケーションに関する場に参加する ●消費者として各種委員会等に参加し、積極的に意見を述べる ●農業フェア等に参加し、生産者との交流を図る ●行政が行うアンケート調査などに積極的に協力する ●行政が開催する講演会、講習会などに積極的に参加する 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の意見を取り入れた、安全な生産活動に努める ●さまざまなリスクコミュニケーションに関する場に参加する 	<ul style="list-style-type: none"> ●行政が主催するリスクコミュニケーションや講演会等に参加し、立場の違う考えに触れるとともに、自らの考えを積極的に述べるよう努める ●さまざまなリスクコミュニケーションに関する場に参加する 	<ul style="list-style-type: none"> ●行政が開催する講演会、講習会などに積極的に参加する ●さまざまなリスクコミュニケーションに関する場に参加する 	<ul style="list-style-type: none"> ●リスクコミュニケーションの機会や場を提供していくとともに、関係者との連携・調整を推進する ●消費者(市民)を交えた意見交換会の開催に努める ●国や県などが開催するリスクコミュニケーションへの参加を広く消費者(市民)や食品関連事業者に周知する ●出前講座などの機会を利用して消費者(市民)の意見を聞く ●食の安全安心を推進するために会議を開催する

※ 教育関係者等とは、教育・保育・養護・介護・医療及び保健に関する職務に従事する人や関係機関及び団体をいいます。

2) 食や健康被害に関する情報提供の充実

～正確な情報が確実に届く環境づくり～

(1) 今後の方向性

われわれの周りには、食に関する多くの情報があふれています。この中には正確で信頼性の高いものから、信憑性のない疑わしき情報まで含まれています。

そこで、「正確な情報が確実に届く環境づくり」という観点から取り組みを推進していきます。

(2) 取り組むべき施策

33 正確で迅速な食品情報の収集と発信

食品に関する正しく役立つ情報を市民に届けていくために、迅速かつ正確な情報収集を実施するとともに、あらゆる機会や伝達手段を活用して情報提供を図ります。

(3) 成果指標

項目⑦	食品について安全性が高まっていると感じている市民の割合 【再掲】 P55参照
-----	---

項目⑧	食事・食品等に関する正しい知識や情報を得ようと努めている市民の割合
基準値	— %(平成 24 年度)
目標値	75 %(平成 30 年度)
出典資料等	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート調査

(指標とする理由)

食や健康被害に関する熊本市独自の情報提供充実を進めた効果は、「食品の安全性」が高まっていると感じる市民と「食品等に関する正しい知識や情報を得ようと努力している市民」の割合の増加により、客観的に評価できると考えられます。

(4) 具体的な取り組み

- 市政だより、インターネットホームページ、マスメディアによる情報提供を行います。
【再掲】
- 食に関するホームページにより、最新の食品衛生情報を提供します。【再掲】
- 生活衛生出前教室を開催し、食品衛生知識の普及啓発や情報提供に努めます。
【再掲】
- ふれあい出前講座を開催し、地域や職場、学校等において情報提供に努めます。
【再掲】
- 食品に関する正確な情報収集に努めます。
- 生産者との交流機会などを充実し、安全安心な農林水産物についての理解をすすめます。【再掲】

(5) 市民・関係団体・行政の役割

市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●積極的に流通業者等との意見交換会に参加する ●積極的に講習会などに参加し、食に関する正しい知識の習得に努める ●市政だより等の市報やインターネットホームページなどを活用し、正しい情報収集に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ●消費者(市民)ニーズに応えるため、法令等に義務のない事項についても情報の提供に努める ●自らの生産活動に関する正確で適切な情報の提供に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ●常に食の問題に関する情報収集に努める ●積極的に講習会などに参加し、食に関する正しい知識の習得に努める ●施設見学等を通じて、消費者(市民)への情報提供に努める ●消費者(市民)の信頼を得るため、法令等に表示義務のない項目についても可能な方法で情報提供するように努める 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒の農業体験等を通じて、農林水産物への理解を進める ●社会見学などを通じて、食品関連事業者への理解を深める 	<ul style="list-style-type: none"> ●国や県などから発信される食の安全安心に関する情報の収集に努め、市政だより等の市報やインターネットホームページなどにより広く情報を伝える ●食に関する講習会や研修会などを積極的に開催し、正しい情報の周知に努める ●熊本市が実施した監視指導や試験検査結果について積極的に公表し、周知に努める

※ 教育関係者等とは、教育・保育・養護・介護・医療及び保健に関する職務に従事する人や関係機関及び団体をいいます。

3) 食に関する相談窓口の充実

～いつでも、気軽に相談できる窓口を目指して～

(1) 今後の方向性

市民(消費者)や食品関連事業者が求める食品に関する情報は、個別かつ具体的な情報を要求することが少なくありません。

このようなことから、「いつでも、気軽に相談できる窓口を目指して」という観点から取り組みを推進していきます。

(2) 取り組むべき施策

34 消費者センターを核とした総合的な相談窓口の充実

正しく役立つ情報の提供に加え、市民の様々な状況に対応できる相談窓口の充実と周知を図ります。

35 区役所との連携

平成 24 年4月1日の政令指定都市移行により設置された行政の地域拠点である「区役所」と食品衛生相談に係る連携を構築します。

36 食品に関する相談窓口の充実

食品に関する様々な不安や苦情に対応するとともに、親しみやすい窓口の充実を図ります。

(3) 成果指標

項目⑦	食品について安全性が高まっていると感じている市民の割合 【再掲】 P55参照
-----	---

(指標とする理由)

食に関する相談窓口の充実を進めた効果は、「食品の安全性」が高まっていると感じる市民の増加により、客観的に評価できると考えられます。

(4) 具体的な取り組み

- 気軽に電話や来訪による食品に関する苦情等の相談ができる相談窓口の充実を図るとともに、窓口の周知・活用に努めます。
- 食品に関する苦情等の相談に対し、消費者センターや区役所をはじめとする関係部署との連携を充実します。

(5) 市民・関係団体・行政の役割

市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●消費者センターの相談窓口を積極的に活用する ●保健所の相談窓口を積極的に活用する 	<ul style="list-style-type: none"> ●保健所の相談窓口を積極的に活用する 	<ul style="list-style-type: none"> ●保健所の相談窓口を積極的に活用する 	<ul style="list-style-type: none"> ●消費者センターの相談窓口を積極的に活用する ●保健所の相談窓口を積極的に活用する 	<ul style="list-style-type: none"> ●気軽に相談できる、親しみやすい相談窓口の充実に努める ●区役所との連携を図る ●気軽に相談できる、親しみやすい相談窓口の充実に努める

※ 教育関係者等とは、教育・保育・養護・介護・医療及び保健に関する職務に従事する人や関係機関及び団体をいいます。



V 食育を通じた食の安全・安心の確保(共通)

熊本市民が安心して食生活を送ることができるよう、食育を通じて食の安全性や栄養等に関する理解を深めることが重要であるため、関連する施策を実施します。

1) 食の安全性や栄養等に関する理解の促進

～安心して食生活を送るための食育～

(1) 今後の方向性

食に関する社会問題は後を絶たず、食の安全安心に対する関心は依然高い状態にあります。

しかし、一方でマスメディア等を通じた食に関する情報が氾濫しており、市民(消費者)自らが、食や健康に関する情報を適切に選択・判断することが困難な状況にあります。

このような中、市民(消費者)が「食を営む力」を身につけるため、「安心して食生活を送るための食育」という観点から取り組みを推進していきます。

(2) 取り組むべき施策

37 食の安全性に関する体験を通じた食育活動の推進

食品衛生に関する意識や食の安全性に関する判断力を正しく身につけるためには、子どもの頃からの基礎的な体験等が重要であることから、親子で参加できる食の安全性や食品衛生に関する催し等の機会を提供していきます。

38 食育を通じた食の安全に関する情報の共有化

食品の安全性に対する理解を深め、生産者、製造・加工、流通、販売等の食品関連事業者と市民(消費者)相互の信頼関係を確立するため、意見交換等を行う機会を提供します。

39 基礎的な調査・研究等の実施

市民の健康にかかる課題を整理し、科学的根拠に基づいた施策を展開するために、栄養や食品に関する基礎的な調査や研究を実施します。

(3) 成果指標

項目⑨	食品の安全性に関する知識があると思う市民の割合
基準値	49.6 % (平成 24 年度)
目標値	60 % (平成 30 年度)
出典資料等	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート調査

(指標とする理由)

食育を通じて、食の安全性や栄養に関する理解促進を図った効果は、「食品の安全性に関する知識があると思う市民の割合」の増加をもって、客観的に評価できると考えられます。